

26 核管東第 147 号
平成 26 年 10 月 29 日

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター
所 長 小林 孝

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の軽易な変更について

標記の件について、内閣府及び原子力規制庁の組織変更等に伴い、東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の一部を、下記のとおり変更しますのでご連絡致します。

記

変更箇所と内容

1. 別図-3「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の
 - ・ 「内閣総理大臣（内閣府原子力災害対策担当室）」を「内閣府（内閣総理大臣）」
 - ・ 「原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）」を「原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）」
 - ・ 「内閣官房（内閣情報調査室及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））」を「内閣官房（内閣情報集約センター及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）」
 - ・ 「内閣府（政策統括官付）」を「内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付）」
 - ・ 「常陸太田市総務部総務課」を「常陸太田市総務部防災対策課」
 - ・ 「水戸市市民生活部地域安全課」を「水戸市市民環境部地域安全課」に変更する。
2. 別図-4「運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の
 - ・ 「内閣総理大臣（内閣府原子力災害対策担当室）」を「内閣府（内閣総理大臣）」
 - ・ 「原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）」を「原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）」
 - ・ 「国土交通大臣（国土交通省自動車交通局技術安全部環境政策課）」を「国土交通大臣（国土交通省自動車局環境政策課）」
 - ・ 「内閣官房（内閣情報調査室及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））」を「内閣官房（内閣情報集約センター及び内閣官房副長官補（事態対

処・危機管理担当) 付)」

- ・ 「内閣府（政策統括官付）」を「内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付）」に変更する。

以上

添付資料

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画変更箇所の新旧対照表

変 更 前

変 更 後

備 考

別図－3

別図－3

緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図

緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図

原子力
防
災
管
理
者広
報
班

- 内閣総理大臣（内閣府原子力災害対策担当室）
- ※原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）
- ※茨城県知事（茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課）
- ※東海村長（東海村村民生活部防災原子力安全課）
- ※原子力防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所）
- 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会*¹
（オフサイトセンター）
- 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）
- 原子力災害対策本部*¹
- 原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室
- 内閣官房（内閣情報調査室及び
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））
- 内閣府（政策統括官付）
- 消防庁防災情報室、宿直室（FAXのみ）*²
- 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課
（電話第1報のみ、FAX）*²
- ひたちなか市市民生活部生活安全課
- 日立市総務部生活安全課
- 常陸太田市総務部総務課
- 水戸市市民生活部地域安全課
- 那珂市市民生活部防災課
- 常陸大宮市市民部安全まちづくり推進課
- 茨城県警察本部警備部警備課
- ひたちなか西警察署警備課
- ひたちなか西警察署東海地区交番
- ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
- 茨城海上保安部警備救難課
- 水戸労働基準監督署

原子力
防
災
管
理
者広
報
班

- 内閣府（内閣総理大臣）
- ※原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）
- ※茨城県知事（茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課）
- ※東海村長（東海村村民生活部防災原子力安全課）
- ※原子力防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所）
- 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会*¹
（オフサイトセンター）
- 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）
- 原子力災害対策本部*¹
- 原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室
- 内閣官房（内閣情報集約センター及び
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
- 内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付）
- 消防庁防災情報室、宿直室（FAXのみ）*²
- 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課
（電話第1報のみ、FAX）*²
- ひたちなか市市民生活部生活安全課
- 日立市総務部生活安全課
- 常陸太田市総務部防災対策課
- 水戸市市民環境部地域安全課
- 那珂市市民生活部防災課
- 常陸大宮市市民部安全まちづくり推進課
- 茨城県警察本部警備部警備課
- ひたちなか西警察署警備課
- ひたちなか西警察署東海地区交番
- ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
- 茨城海上保安部警備救難課
- 水戸労働基準監督署

注1 ※1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

注2 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
なお、*2については括弧書きに従う。

注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

注1 ※1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

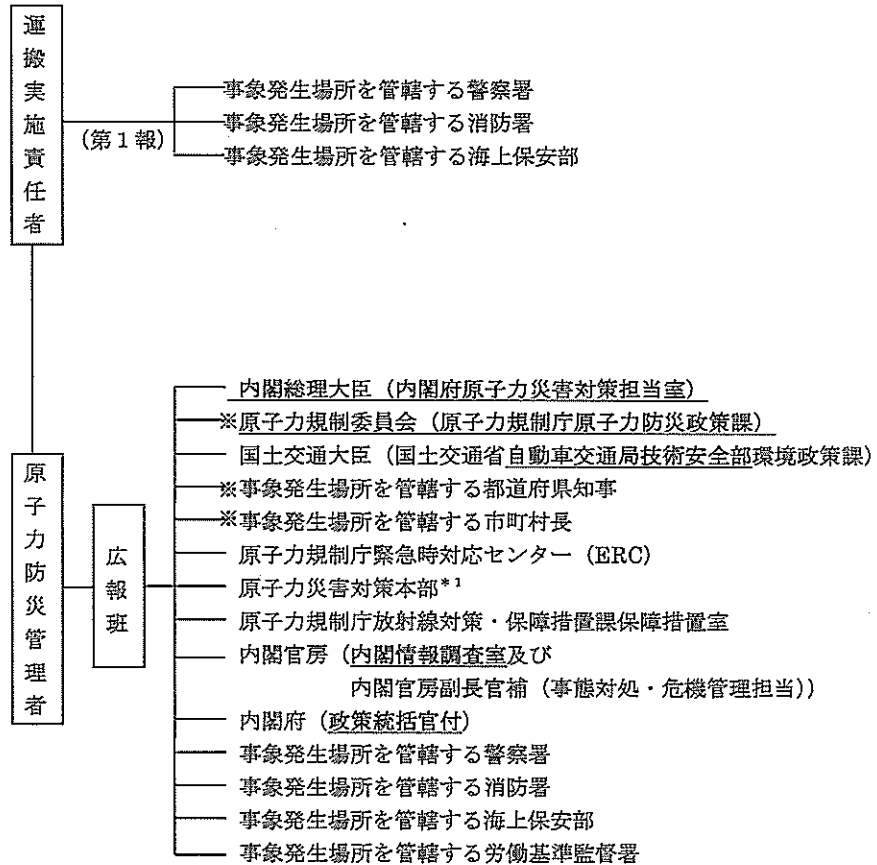
注2 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
なお、*2については括弧書きに従う。

注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

・記載見直し
・組織変更に伴
う見直し・記載見直し
・組織変更に伴
う見直し・記載見直し
・記載見直し

別図-4

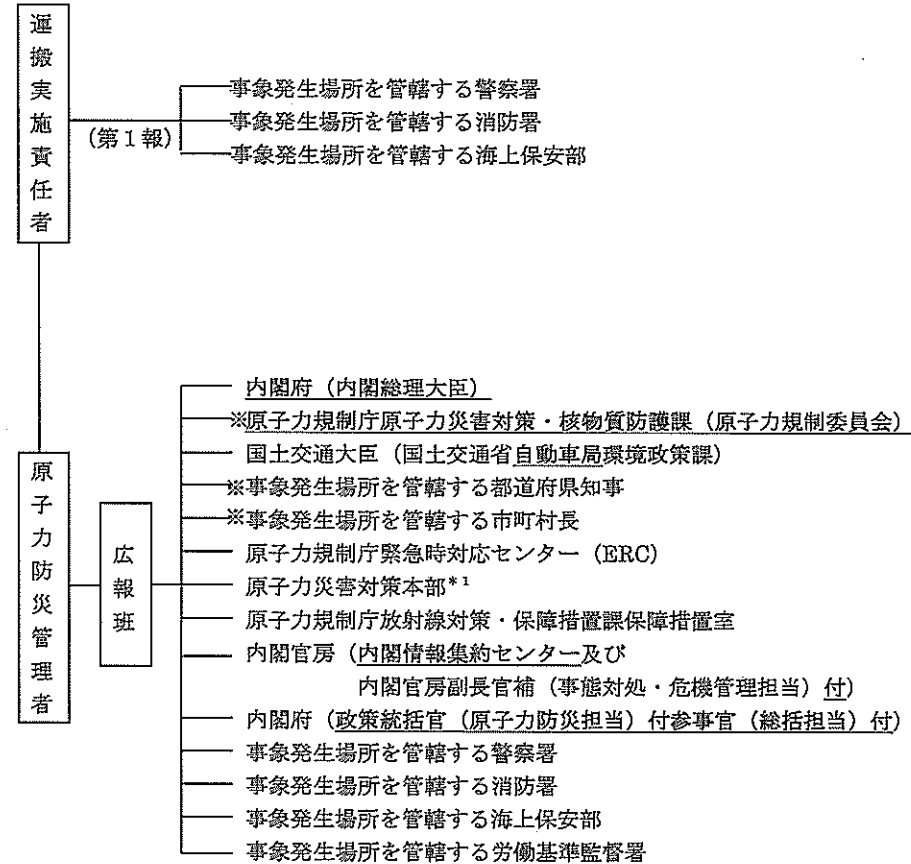
運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図



- 注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先
- 注2 茨城県内運搬時の事象発生に係る広報班からの連絡先は別図-3による。
- 注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。
- 注4 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
- 注5 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

別図-4

運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図



- 注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先
- 注2 茨城県内運搬時の事象発生に係る広報班からの連絡先は別図-3による。
- 注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。
- 注4 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
- 注5 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

- ・記載見直し
- ・組織変更に伴う見直し
- ・記載見直し
- ・記載見直し
- ・組織変更に伴う見直し